配当公告

山梨県甲府市落合町五六八番地五
破産者　新日本通産株式会社

右の者に対する甲府地方裁判所令和二年（フ）第五六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、二五三、四七四、二〇七円

一、配当することのできる金額
金九五、五八五、八九五円

令和八年三月九日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号柳町法律事務所
破産管財人　弁護士　田邊　護

第19期決算公告　令和８年２月16日

北海道十勝郡浦幌町字幸町60番地７
株式会社下浦農場
代表取締役　柏木　浩二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	127,815
	固定資産	26,498
	資産合計	**154,313**
負債及び純資産の部	流動負債	43,429
	固定負債	84,784
	負債合計	**128,213**
	株主資本	26,100
	資本金	3,000
	利益剰余金	23,100
	その他利益剰余金	23,100
	（うち当期純利益）	(608)
	純資産合計	**26,100**
	負債・純資産合計	**154,313**